

平成29年4月20日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び元保険医への対応について

平成29年4月19日、関東信越地方社会保険医療協議会に「元保険医療機関の指定の取消相当及び元保険医の登録の取消相当」について意見伺いをした結果、「取消相当が妥当」との建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下の取扱いとすることを決定しましたのでお知らせします。

【取消相当の内容】

1. 元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

- (1) 名 称 土戸歯科医院
- (2) 所在地 東京都豊島区巢鴨五丁目13番11号
- (3) 開設者 土戸 善博
- (4) 指定の取消相当年月日 平成29年4月21日

※ 当該保険医療機関は、平成24年12月28日付で廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

2. 元保険医の登録の取消相当の取扱い

- (1) 氏 名 土戸 善博
- (2) 登録の取消相当年月日 平成29年4月21日

※ 当該保険医は、平成28年1月3日付で保険医登録抹消となっていることから登録の取消相当の取扱いとするものです。登録の取消相当の取扱いとは、登録の取消の行政処分と同等の取扱いとするものです。

【取消相当に至った経緯】

保険者から「医療費通知の通院日数と実際に通院した日数が相違している。」との情報提供があり、個別指導を実施したところ、通院していない日について保険請求していたことを認めため個別指導を中断した。

また、患者調査を実施したところ、実際に通院していないにもかかわらず保険診療を行ったものとして診療報酬が請求されていることが疑われたことから、平成27年11月から平成28年7月まで延べ6回の監査を実施した。

結果として「取消相当の主な理由」に記載した事実を確認した。

【取消相当の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 保険給付外の診療を行ったにもかかわらず、保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	180件
不正請求額	2,418,612円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。